

1 報告書の記載要領

森林法施行規則の規定に基づき、申請書等の様式を定める件（昭和37年7月2日農林省告示第851号）

6の2 規則第14条の2の報告書の様式

様式は正しいか？
記載漏れはないか？

伐採・造林に係る森林が所在する市町村の長あてとなっているか？

伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告書

市町村長 殿

記載の内容と森林簿情報に齟齬はないか？

住所
報告者 氏名
〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕

年 月 日

造林の期間（転用の場合は、伐採の期間）の末日から30日以内に提出されているか？

年月日に提出した伐採及び伐採後の造林の届出書に係る森林につき次のとおり伐採及び伐採後の造林を実施したので、森林法第10条の8第2項の規定により報告します。

報告者の氏名・住所が正確に記載されているか？

1 森林の所在場所

市	町	大字	字	地番
郡	村			

①造林（伐採）箇所ごとに報告書を作成する。
②複数地番にまたがる場合は、全ての地番を記載する。

2 伐採の実施状況

届出書の「伐採の計画」に従ったものとなっているか？

伐採面積				ha
伐採方法	皆伐・択伐	伐採率		%
伐採樹種				
伐採の期間				

小数第2位まで記載されているか（第3位で四捨五入されているか）？

伐採率は、立木材積による伐採率（%）となっているか？

届出に記載した期間に収まっているか？

3 伐採後の造林の実施状況

届出書の「伐採後の造林の計画」に従ったものとなっているか？

	造林の方法	造林の期間	造林樹種	樹種別の造林面積	樹種別の造林本数
人工造林				ha	本
天然更新				ha	本

複数の樹種を造林した場合は、樹種ごとに記載されているか？

次ページの「樹種別の造林本数欄の記載方法について」による記載又は資料の添付となっているか？

4 備考

届出に記載した方法となっているか？

届出に記載した期間に収まっているか？

①伐採後の用途が森林以外（転用）である場合、その用途及び時期が記載されているか？
②相続等により届出書とは異なる森林所有者が提出する場合、当該相続等に係る情報が記載されているか？

注意事項

- 1 報告に係る森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 森林の所在場所ごとに記載すること。
- 3 面積は、小数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。
- 4 樹種は、すぎ、ひのき、まつ（あかまつ及びくるまつをいう。）、からまつ、えぞまつ、とどまつその他の針葉樹及びぶな、くぬぎその他の広葉樹の別に区分して記載すること。
- 5 伐採方法欄には、皆伐又は択伐の別を記載し、伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。
- 6 造林の方法欄には、人工造林による場合には植栽又は人工播種の別を、天然更新による場合にはぼう芽更新又は天然下種更新の別を記載すること。
- 7 人工造林による場合において、複数の樹種を造林したときは、造林樹種、樹種別の造林面積及び樹種別の造林本数欄には、造林した樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。
- 8 天然更新による場合においては、造林樹種欄には代表的な樹種を、樹種別の造林面積欄には天然更新に係る区域全体の面積を記載すること。また、更新調査の結果又は造林地の写真その他の更新状況を明らかにする資料を添付する場合には、樹種別の造林本数欄には、「別添のとおり」と記載することができる。

樹種別の造林本数欄の記載方法について

- ・ 原則として、都道府県毎の天然更新完了基準に定められた更新調査（標準地調査）の結果を元に造林本数欄に更新本数を記載する。
- ・ ただし、調査せずとも天然更新完了基準を明らかに満たしていると判断できる場合（例えば、小面積の伐採等）には、造林地の写真その他の更新状況のわかる資料※を添付することにより、「別添のとおり」と記載することができる。

※ 更新樹種の稚樹の生存、生長を阻害するササ、低木、シダ類、キイチゴ類、高茎草本等の競合植物の草丈を超える更新樹種の稚樹が多数成立するなど、明らかに更新の判断基準を満たしている場合には、写真や目視によるチェックリストなど更新状況のわかる資料を添付

（資料の例）

- ・ 写真の場合：造林地の全体の遠景写真、更新樹種の生育状況（高さや成立本数）がわかる近景写真（代表的な更新樹種がわかる近接写真を含む。ha 当たり○箇所）
- ・ チェックリストの場合：以下のチェック項目を目視により確認。
 - ☑ 更新樹種の稚樹の樹高が周囲の競合植物の草丈を十分上回っている。
 - ☑ 更新樹種の稚樹の本数が半径○mの円内に○本以上生育している。
 - ☑ 伐採跡地が全体的に更新されている。